

流山市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例(平成18年条例第10号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条の規定により、流山市障害者介護給付費等の支給に関する審査会(以下「審査会」という。)を置く。 附 則 この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>(設置) 第1条 市は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第15条の規定により、流山市障害者介護給付費等の支給に関する審査会(以下「審査会」という。)を置く。 附 則 この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p>